

第 1 検討部会 会議録

会議の名称	第 20 回 第 1 検討部会
開催日時	平成 20 年 5 月 29 日（木）午後 6 時 44 分から午後 9 時 04 分
開催場所	川口市職員会館 会議室
出席者	（部会長）金井副委員長 （副部会長）金子委員、神尾委員 （委員）池田委員、落合委員、林委員
会議内容	・自治基本条例の内容について
会議資料	
発言内容	・本日は昨日に引き続き、自治基本条例の内容について検討します。「市民の役割・責務」あたりから始めましょう。 ・「市民の役割・責務」は市民憲章で書くべきというのが第 1 部会の意見でしたが、他部会でも市民の役割・責務は書かなくてよいという意見がありました。 ・市民憲章で書くというのは金井先生の提案だったと思います。市民憲章にどのように書くのかについては議論していません。 ・自治基本条例では市民の義務は最小限のほうがよいと考えました。 ・私は「市民の責務」は条項案に入れないでよいと思います。 ・「市民の責務」は入れないという案で第 1 部会はいきましょう。 ・次は「地域社会との関係」ですが、いかがでしょうか。 ・「市民参加」はどこかで書くということでしょうか。 ・「協働」については市民と行政が対等という点は削除していただきたいというのが私の考えです。 ・主人と召使という表現が問題であれば、信託者と受託者。しかし、市役所は受託者でもない。信託をしているのは政治家に対してですから。市役所は本来は議会と市長の補佐機関という位置づけです。 ・いろんな団体と団体が一緒に活動することもあると思います。 ・団体と団体の一緒に活動を協働と呼ぶのであれば、それでよいと思います。しかし、「行政と市民は対等です」というのはやめたほうがよいと思います。

- ・ひとつの目標に向かってリンクすることはあろうかと思います。
- ・協働は行政と市民との関係のみではないと思います。

- ・お互いの立場の違いをわきまえてというのであれば、よいのですが。

- ・第2部会の定義が議論の参考になりそうです

- ・市と市民がどう働くかということを指して協働ということが多くのように思います。我々の部会としては地域との連携という項目のなかで、市民間の協力については言及されることと思います。

- ・これは編集委員会で議論になると思います。市民間の関係と、市民と行政との関係とは違うという点は確認が必要です。しかし、それが市民団体と行政とのコミュニケーションや協力を阻害することになってはいけないと思います。
- ・次に地域についてです。
- ・地縁組織は先細り感がありますが。

- ・地縁組織では確かに人数は減っていますし、同じ人がずっとやっているところが多いです。

- ・若い人が入らないというのはあります。

- ・NPOでは、ある人はやめた、でも、他の人がまた立ち上げるというのがあるのですが、町会の場合は立ち上げるということも難しいでしょうから、難しい問題ですね。

- ・町会は歴史的には自民党の集票マシーンとして機能した側面がありますので、町会について盛り込むのはどうかと思っていました。しかし、私の住む地域では町会は防犯などで活動しています。災害時などでも役割は大きいと思います。
- ・書き方としては“町会等を市は尊重する”という感じになるのでしょうか。

- ・市は町会等地縁組織を支援し、不当には利用しないということですね。

- ・私は町会相談員ですが、市と町会とのパイプ役として、町会からの要望等を市役所の部署に伝える役割があります。

- ・歴史的に見れば、川口では職域組合が地域の自治会を作っていました。

- ・今、組織率は7割くらいかと思います。
- ・新しい人が入らないので率は下がっているのですが、入っている人がやめたというわけではありません。
- ・昔から旧住居表示にもとづいて複数の自治会があり、統合していません。
- ・永瀬さんのときもお話がありましたよね。
- ・かつての中選挙区制のときは会派の違いにもなっていました。
- ・町会の役割を尊重するというのは大事だとは思っただけど。
- ・オールドコミュニティ、ニューコミュニティという表現をしている部会もあります。
- ・オールドとかニューとかというと10年後は通用しなくなるでしょうね。新住民はいつまでも新住民なんですか。
- ・NPO 等も大事ですよと書くのはよいでしょうね。
- ・第5部会が提案している市民協議会というのはどうですか。いくつかの自治体では試みられていますが、逆にいうと自治会等が機能していないということでもあります。
- ・アイデアはよいと思いますが、条文に入れるかどうかという点はあるうかと思います。
- ・横曽根にありましたよね。
- ・設置すると書くとは強制的に設置するとなりかねません。
- ・地域の協議会で何をやるか次第です。補助金の配分などの権限を協議会がもつと、まちづくりが違ってくるでしょう。
- ・各市で自由に作ってよいのは今もそうでしょうね。政策レベルで決めたらよいことかもしれませんね。
- ・資料4で、第1部会の提案で市民協議会が入っていますが、言ってなかったですね。
- ・あと第2部会で家庭のことが言及されていますよね。
- ・市民憲章でも健やかな家庭を築きましょう、といったことが書かれるこ

	とがありますが、それに近いですね。 ・先ほどの話ですと、“市民は地域組織を自由意思に基づいて形成できる”という規定になりますか。 ・越谷市では公民館ごとに社会協議会を作っているようです。川口市には地域組織、地域ごとの意見を聞く場はないんですか。 ・町会を通じてやまちかど懇談会をやる場合があります。 ・まちづくり協議会もある。 ・それは都市計画系のためのものですね。 ・パートナーステーションでは、200 超の団体が登録されているそうですが、その団体は市役所とはどうつながっているんですか。 ・そんなに強いパイプがあるわけではないのが現状かと思います。 ・様々な団体が登録しています。 ・登録することで互いに情報交換できたり、活動を知ってもらいやすくなったりします。 ・市民団体と市役所との関係はそれほど強くないということであれば、市役所はもっと関係を強くするべきではないかと感じました。 ・市役所は町会や市民団体から話を聞けということですよ。 ・第5のアイデアは市民団体と市役所との関係ではパイプがなかなか太くならないので、町会と市民団体を合わせて協議会を作って、市役所とネットワークをもつという考えです。 ・金子委員の話ですと、経済団体と町会が両輪でということでしたよね。豊田市もそうです。 ・市民団体も様々で分野別には市役所とつながっていると思います。 ・社会福祉協議会は従来は福祉関係の団体を束ねていた存在だったのですが、今はそうはなっていない例が多いですね。 ・大まかなレベルで書いておいて、あとは政策レベルということかなと思います。 ・次に「市政へのアクセス手段」です。これは非常に大事なことです。
--	--

	・このなかで何かないものはありますか。 ・市長への手紙もありますね。 ・そうですね。提案するとか請願するとかはありますね。応答する義務は現在はないことなど、検討すべき点があります。オンブズマンを置くかどうかは大きな判断ですね。 ・今の川口市の制度で、まだないものは、オンブズマンと住民投票ですか。 ・そうです。 ・住民投票はみなさん率直に必要なとお考えになりますか。 ・各部会から提案されていました。 ・行政や市長、議会が機能しないときには市民が正すという意味で住民投票という手段があります。 ・市民は選挙する権利がありますが、選んだ後も正すという手段も持つよという意味です。 ・私自身は住民投票ができますよと決めておけばよいと思います。 ・“住民投票条例を別途作る”という規定をしている例も他の自治体ではありますよね。 ・住民投票を規定するならば、住民の発議権という文言は入れたほうがよいと思います。 ・何歳からにするか、外国籍市民をどうするか、○×以外の選択肢を設ける場合もあるとするのかなど、大きな論点があります。 ・次は「議会」です。 ・あまり条文が少ないのも問題かと思いますが。 ・第5部会のものは細かすぎるように思います。 ・議会については書き過ぎないということでしょうか。あと私は「政党」は大事だということは書いておいたほうがよいなあとと思います。 ・議会が機能していないという前提で考えるのかどうかによって、規定の仕方が異なると思います。 ・歴史を振り返ると市役所は議会の審議結果を重く受け止めているという
--	---

	のがありましたし、マスコミの論調などとは異なり、議会は機能していたということかもしれません。 ・第1部会が掲げた「議会」に関する項目案は要と思います。 ・“開かれた議会”というのは、どう考えるべきでしょうか。 ・「議会便り」(議会広報紙)はどう書くか、各政党にどう配慮するかで相当大変な作業になります。そうすると、そういう「議会便り」はつまらなくなります。 ・本当は政党ごとに政務調査費で「議会報告」を出してくればよいと思うのですが。 ・「議会便り」を議会全体として発行することを制度化するのが市民のためになるのか、それとも、各政党の競争に任せるのか。 ・政務調査費は1円から領収書を出すんですか。 ・そうです。 ・公開討論会も制度化するののかという点も難しいところです。公的にやろうとすると、有権者が聞きたい有力者同士の対立軸が分かりにくくなります。 ・“市議は政党名を名乗れ”と第1部会案に書くことはいかがでしょうか。 ・無党派はラベルを隠しているということなので、それはずるいんですね。 ・書くのがよいのかどうか。政党といっても同じ党でも考え方が多様な場合がありますし。何か排斥するという側面がないでしょうか。国政レベルでの政党間の違いが地方にそのまま持ち込まれるのがよいのかどうかという点があります。 ・無所属を排除するという意味ではありません。 ・政党は大事だということを書いておいたほうがよいのではないかと思います。 ・マニフェスト型選挙というのはどうですか。 ・時代の流れでしょうね。 ・関心が薄いといいますが、市政をあまり知らない人にとっては、政党やマニフェストはあったほうがよいので、政党やマニフェストの重要性は
--	---

	しっかり書いておいたほうがよいと思います。 ・他の部会では無関心な市民の言及がありますね。 ・無関心というのは難しいところですね。日本人は無関心だが知識はあるといわれることもあります。 ・情報公開の必要性ということになるかなと思います。 ・「市長」についてです。 ・多選規定はどうしますか。 ・時代の趨勢として多選規定を入れなくても、4選や5選は起こりにくくなると思います。 ・確かに全国的には多選は減ってはいます。 ・自粛規定にするのか、義務にするのか。自粛なら敢えて出るということ。 ・そのときには多選自粛条例の廃止条例が必要でしょうね。 ・廃止条例の審議のときには「自粛すると言っていたのに、お前そこまで出たいのか」と厳しく言われるでしょうね。 ・選挙との関係でどう考えるかという点があります。多選規定がなくとも、選挙で考えたらよいではないかという考え方もできます。 ・多選規定は盛り込まないということでよいですか。 (賛成) ・市長については他にいかがですか。 ・あとはマニフェスト選挙をしろというのはありますね。 ・首長はマニフェストを示すことは法律でなりましたよね。 ・あれはマニフェストを出せというものではありませんが。 ・マニフェストが当然というイメージが市民にもあります。 ・マニフェストがない自治体選挙の例もあります。
--	---

- ・いついつまでに何をやるか明確になりますし、達成できなかった場合どうしたんだろうということになりますし。
- ・マニフェストがどこまで具体的なものでなければならないかは、不確定ではあります。
- ・以前は、公約は破られるものだという世の中だったので、マニフェスト選挙という流れはひとつの変化です。
- ・４年間に何をするかという工程をつけたマニフェストを公表せよと自治基本条例で書くという方法があります。
- ・公約を守るという精神は大事ですが、公約を守るために拙速に行うというのは違います。
- ・達成率がよいということで、それでよいということではありません。
- ・広報かわぐちには、多くの項目に「達成」と出ていましたよね。
- ・そうした政治的効果はありますよね。
- ・これやってもらったら困るというのものもあるんですが。
- ・そこを表面化させるのは大事です。
- ・“市長と出資法人”のことは夕張市のこともあって、きちんとしないといけないと思います。
- ・自治法上で経営状況を議会に報告するということはあります。
- ・予算の最高責任者ですので、予算についても書くことにもなるかもしれませんが。市長の仕事は自治法上にも書かれているので、書かなくてよいかもしれませんし。
- ・財政のところで言及することも可能ですが。
- ・財政の状況だけではなく、人事なども含め広く運営についてなので、この規定は残しておくことにしましょうか。
- ・この規定は大事なことだと思います。
- ・もっと書けば出資法人の社長になってはいけないという規定も考えられますが、川口ではどうなっていますか。

- ・大体のところで副市長がなっています。
- ・議員定数や市の組織は。
- ・議員定数は条例なので議会で決めます。
- ・市の組織は市長です。
- ・議会の定数を自分たちで決めるのはお手盛りではないかという批判はあります。
- ・同じことは報酬についても言えます。報酬を決める際に住民の意思をどう反映させるかという問題があります。
- ・多いほうがいろいろな人の意見が聞けるというメリットはありますが、お金はかかりますよね。
- ・人数と単価で決まりますから、人数を減らさなくても単価を減らせば報酬は下がります。
- ・私はこれ以上減らすのは反対です。
- ・町村の場合は議会を置かないで選挙権を有する者の総会を置けばよいという規定もあります。
- ・一方でそれは憲法違反だという説もあります。
- ・鳩ヶ谷市と合併すると議員は減るんですか。
- ・すぐには減らないでしょうが、中長期的には増えないでしょうね。
- ・「市長の役割・責務」のなかで“市長は、市関連団体・出資法人の役員トップを兼ねてはいけない”と書いたほうが川口らしさになると思います。
- ・次の「行政」については、職員の話と市政運営の話は別だと思いますが。
- ・“法令順守”は、昨今、問題とされるコンプライアンスのことで当然のことですが、川口市史に実例があった歳計外現金の話もありましたし、条項案に盛り込むべきかと思います。
- ・今日はこれくらいにしましょうか。
- ・ちなみに「名称」についてはどうしますか。

	・私は“自治基本条例”がよいと思います。 ・“まちづくり基本条例だ”と景観とかハード的なところに誤解されてしまうと思います。 ・名前は“自治基本条例”でいきましょうか。 ・「理念」というのは。 ・市民が主人公であるという点と市民の意思に基づいて市政府が動くようにというのが基本的な考え方だと思いますので、その理念に基づいて必要な条項は落とさないということになると思います。 ・その理解でよいと思います。 ・それでは本日は以上です。ありがとうございました。 以上
次回以降日程	・次回は5月30日（金）18時から。